

令和5年第4回 笠間市農業委員会総会会議録

令和5年4月28日 開会
令和5年4月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和 5 年笠間市農業委員会第 4 回定例総会

〔令和 5 年 4 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
日程第 9 議案第 7 号 笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程の廃止について
日程第 10 議案第 8 号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日程第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 12 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 13 報告第 3 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第 14 報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

日程第9 議案第7号 笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程の廃止について

日程第10 議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

日程第13 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

日程第14 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	塙 博 光 君	10番	菅 井 亘 君
2番	高 野 尚 夫 君	11番	鶴 田 英 樹 君
3番	青 木 勝 照 君	12番	長谷川 隆 君
4番	石 川 馨 君	13番	山 口 忠 栄 君
5番	伊 藤 孝 洋 君	14番	小 沼 祐 君
6番	柳 橋 泰 君	15番	込 山 祐 一 君
7番	入 江 保 夫 君	17番	佐 藤 清 章 君
8番	長谷川 愛 子 君	18番	田 山 悦 子 君
9番	國 谷 博 隆 君	19番	永 田 良 夫 君

欠席委員

16番 大 橋 正 義 君

出席説明員

農業委員会事務局長	福 嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	菅 谷 清 二 君
農業委員会事務局主査	廣 瀬 美和子 君
農業委員会事務局係長	松 本 高 彦 君

午後 1 時 3 4 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君）

それでは、ただいまから令和 5 年第 4 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 18 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により 9 番國谷博隆委員、並びに 10 番菅井 亘委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 22 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○10 番（菅井 亘君） 番号 22 について、調査の結果を報告いたします。

4 月 20 日に、調査委員 2 名で現地調査を実施しました。なお、今回代理人へは電話等で確認を取っております。申請人、申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木の交差点から県道日立笠間線を北に約 5 キロほど入りますと、旧東中学校がございました。その中学校から南に旧道がございました。それを越して入っていき、涸沼川を渡ってすぐのところでございます。譲受人は、専業農家ということで、現在、田畑耕作、農機具等もそろえて、家族による経営で実施されております。また、地域の農地の

集積や集約に協力をいただいて活動をされております。今回の申請は農業規模拡大という目的でございます。

なお、この申請は農地中間管理の農地売買事業を利用した、所有権の移転でございます。

以上、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の23について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 23番について、御報告いたします。

4月21日、指名調査委員全員、譲受人、申請代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

申請事由は耕作地の所有権取得で、譲渡人は高齢で耕作ができないため、譲受人は規模拡大を図るとのことです。

現地場所は、ゴルフ場ザ・レイクスから国道355号に向かい約1キロ程度進行した場所を右折し、100メートル進み、左折した場所です。申請場所は、現状、休耕地となっており、取得後は栗を栽培するとのこと。現地周辺を見ても、特段問題はないと思われます。以上が現地確認の内容です。

なお、申請書類も完備されており、許可相当と判断します。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の24から26について、議席番号3番、13番委員より調査報告願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号24番について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員及び推進委員と譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線の愛宕神社入り口の信号機のある十字路を八郷方面に向かい3キロメートルぐらい行った、中村地区のほぼ中央の右側に50メートルぐらい行った右側の土地、ほか2筆です。譲受人は、新規就農をするため、家屋、宅地とともに畑を取得することになりました。譲渡人は、耕作が困難になったため、相手の要望に応じ譲渡することになりました。なお、畑の耕作については、梨や柿を作付するとのこと。

農業の規模ですが、従業員は妻と2人で、農機具等については、現在のところ、軽トラック1台とスピードスプレーヤー1台です。技術面につきましては、梨作りの経験が2年あります。土地の自然環境は良好であります。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号25番について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員及び推進委員と譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線のにしばり整形外科医院の手前の丁字路を右折し、1.5キロメートルぐらい行った右側の土地です。譲受人は、自宅に隣接している畑に野菜を作るために取得することになりました。譲渡人は、相手の要望に応じ譲渡することになりました。なお、畑の耕作については、自家消費の野菜類を作付するとのことです。

農業の規模ですが、農業器具等は一式取りそろえてあり、従業員は妻と2人です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができると思われます。権利関係は売買に間違いありません。なお、コンバイン等の農機具等がないため、田は貸付しており、畑作のみの経営となります。

以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、調査番号26番について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員及び推進委員と譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、岩間支所から岩間駅に向かい、信号機のある丁字路を左折し、69メートルぐらい行ったところの丁字路を左に向かって、さらに50メートルぐらい行った丁字路を左に曲がり、50メートルぐらい行った右側の土地でございます。譲受人は、新規就農のため取得することになりました。譲渡人は、飛び地で耕作が難しいため、相手の要望に応じ譲渡することになりました。なお、畑の耕作については、栗の栽培を行うとのことです。

農業の規模ですが、従業員は妻と2人で、農機具は刈払機1台ですが、長年、栗加工に携わってきた経験から、耕作を続けていくことは可能と思われます。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の22から26につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

○18番（田山悦子君） 番号2につきまして、調査の結果を御報告いたします。

4月25日に、指名調査委員2名と譲渡人及び代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、市立ともべ保育所から東へ200メートルほどのところでございます。申請人の変更事由は、当初の計画において令和3年7月21日付で許可を受けていたものですが、昨今の世界情勢による原材料、また経費等々の高騰により、事業を完結させることができなくなったため、資力のある大手企業に承継したいとしております。

本件申請の事業計画につきましては、25区画中9区画が既に販売されており、残り16区画の事業を引き継ぐものでございます。前申請と同様、居住用の住宅を建築するものであり、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の30について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号30番につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る4月23日、指名調査委員2名と受人、渡人、両名立会いの下、調査してまいりました。なお、渡人については高齢のため、息子さんに立ち会っていただきました。申請地、申請人、申請内容等につきましては、議案書のとおりであります。

申請地は、県立笠間高校の前の児童公園の隣の一角であります。東側が宅地、南側が道路、西側が道路、北側が公園となっております。理由につきましては、建設業を営んでおり、車及び重機、建築資材等の置場として使用するということであります。なお、また渡人と受人との関係については、渡人の息子さんの友人であるということでもあります。

取水等、雑排水等の問題はございません。また、付近における日照、通風、騒音の影響についてもないを見てまいりました。

なお、現地は若干道路より下がっていますので、砂利敷き等のことはするのですかということを確認をしましたら、一応若干の砂利敷きはするということでもあります。

権利関係については、贈与ということでもあります。

以上のことから、許可相当と判断しますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の31、32について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号31、32について、調査結果を報告いたします。

まず、番号31について、調査の結果を報告いたします。

4月25日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、セブンイレブン旭町西原店の交差点を南へ400メートル進み、右へ200メートル入ったところでございます。譲受人の申請理由は、太陽光発電所を建設する土地を探していたところ、土地の形状をほとんど変えずに利用ができて効率がよいためとしております。譲渡人の理由は、農地を相続したが、農家ではないので耕作できず、管理もできないためとしております。契約内容は売買です。計画内容は、5,713平米のところに500キロワットの発電施設を設置するとしております。

隣接地への影響は、東側が公衆用道路、西側が宅地、雑種地で太陽光発電所となっております。南側が排水路、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。取水計画については、ありません。汚水、雑排水もありません。雨水は、周囲をコンクリートブロック1段で囲い、自然地下浸透及び浸透トレンチ処理です。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号32について、調査の結果を報告いたします。

同じく4月25日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、セブンイレブン旭平店の交差点を北へ400メートルほど行った丁字路を左へ100メートル進み、左折して100メートル入ったところでございます。譲受人の申請理由は、電気通信設備業の資材を置くための必要面積が確保できる敷地を探していたところ、申請地があり、売買の契約をしたとしております。譲渡人の理由は、高齢のため、現在は耕作地として利用しておらず、継承する予定もないためとしております。契約内容は、面積999平米の売買でございます。

隣接地への影響は、東側が牧草地で太陽光発電用地、西側、南側が畑、北側が宅地と位置指定道路となっております。契約建物は平屋であり、置く資材も高く積み上げる予定はないとのことで、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水計画は、ありません。汚水、雑排水もありません。雨水は、敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の33について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号33について、調査結果を報告いたします。

4月24日午前9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口から西へ300メートルを左折し、西側の側道を北へ300メートル行ったところを左折して50メートルの右側です。譲受人の申請事由は、業務の拡大に伴い事務所、休憩室が手狭になったため、申請地を取得し、新たな事務所を建築したいということです。譲渡人の事由は、高齢で農作業が困難になってきたため、譲り渡すことにしました。

隣接状況は、東側雑種地、西側道路、南側畑、北側宅地です。隣接へのごみ、土砂等が飛散しないように注意するということです。取水は公共上水道、雨水は敷地内に浸透処理、汚水、雑排水は、合併処理浄化槽で処理後に浄化ユニットにて敷地内に処理するということです。このほか書類関係についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の30につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地

という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、7ページから9ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が6件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が4件となります。合計7筆、1万1,888平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書7ページから9ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第４号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号は原案どおり決定されました。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第７、議案第５号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第５号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから15ページとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が12件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が４件、賃貸借権の設定が８件となります。合計15筆、4万1,686平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書10ページから15ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第５号については、農業委員会等に関する法律第31条第１項の規定による議事参与の制限を受ける案件が３件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第５号、番号38について審議いたします。

審議が終了するまでの間、４番石川 馨委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後２時０４分休憩

午後２時０５分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号、番号38について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号の番号38は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時05分休憩

午後2時05分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第5号、番号40、41について審議いたします。

審議が終了するまでの間、12番長谷川 隆委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時06分休憩

午後2時06分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号、番号40、41について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号の番号40、41は、原案どおり決定されました。

それでは、12番長谷川 隆委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時07分休憩

午後2時07分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く9件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く9件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く9件について、原案どおり決定されました。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページから17ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が1件となります。合計6筆、1万570平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書16ページから17ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第 7 号 笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程の廃止について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、議案第 7 号 笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程の廃止についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第 7 号 笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程の廃止について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページになります。

農地の権利移動等の許可、いわゆる農地法第 3 条の許可に当たっては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める農地取得後の経営農地面積、下限面積要件が 50アール、5,000平方メートルとなっております。

このたび、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地法の一部が改正され、農地取得の下限面積要件である農地法第 3 条第 2 項第 5 号が廃止され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されました。

笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程につきましては、空家に附属した農地において遊休農地化が進んでいることから、定住、遊休農地の解消を図るため、笠間市空家・空地バンク制度に登録される空家に附属する農地に係る農地法第 3 条の規定に基づく農地取得の取扱いに関しまして、令和 2 年 2 月 25 日農業委員会告示第 3 号において笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程を定め、空家に附属する農地の別段の面積を 0.1 アールとしておりました。

今回、農地法の下限面積要件が撤廃されましたので、この取扱規程についても効力を失うこととなることから、笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程を廃止することといたしました。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの事務局の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 7 号 笠間市空家に附属する農地の別段の面積取扱規程の廃止について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 7 号は原案どおり決定されました。

議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、御説明申し上げます。

農業委員会は、行政委員会の一つであり、農業委員の皆様は非常勤特別職の公務員という身分であることから、法令遵守による公平・公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえまして、笠間市農業委員会におきましても、職務遂行に当たって法令遵守の姿勢を明確にするため、綱紀保持の内容を明文化し、申し合わせ決議を行ってはいかがかという案件でございます。

議案書19ページを御覧ください。読み上げます。

笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上が決議の内容となります。

委員の皆様におかれましては、決議内容に御賛同いただき、この決議に沿って今後の農業委員会活動を実施していくことにつきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、20から24ページになります。

番号33、34は、売買のため合意を解約するものです。

21ページになります。

番号35は、耕作者が見つからなかったため、合意を解約するものです。

番号36は、酪農業を廃業するため、合意を解約するものです。

22ページになります。

番号37は、売買のため合意を解約するものです。

23から24ページになります。

番号38、39は、農地集約のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、25ページとなります。

番号4は、水戸地方法務局から令和5年3月14日付で農地の現況等について照会があり

ました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年3月24日金曜日午後3時30分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、市道（笠）0222号線を笠間自動車学校方面から北へ進み、国道50号線の信号を横断し、市道（笠）1322号線を坂の上のパン屋さんまで進み、そこから北北東へ直線で約200メートルのところにありました。現地の状況ですが、針葉樹林地であったことから、水戸地方法務局へは3月27日付で非農地と報告いたしました。

番号5は、水戸地方法務局から令和5年3月14日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年3月24日金曜日午後3時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、県道杉崎友部線、南友部の信号から笠間地区方面へ約700メートル進んだ丁字路を左折し、約50メートル進んだ左側にありました。現地の状況ですが、平成14年に農地法第5条の許可を受けた土地であり、建物が建っている敷地であったことから、水戸地方法務局へは3月27日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号1につきまして、調査の結果を御報告いたします。

4月25日、調査委員2名により、届出人の親戚の人の立会いの上、現地調査を行いました。届出地は、国道355号線上郷入り口信号より200メートル北寄りの信号を左折して、700メートルほど北西に入ったところで、茅宇公民館の道路を挟んで真向かいの土地です。

本案件の事由は、排水不良のため、水田を盛土して畑地に転換するというものです。現地を確認したところ、既に事前着工し、面積の半分程度に隣接道路と同じ高さに50から60センチメートル程度盛土し、かつ、土質はこぶし大の石が混じる耕作に適していない状況で、届出申請について問題ありと判断いたしました。

したがって、本件の届出申請については、現在の埋設土を土地全体にならし、作土を盛るなど、耕作に適する改良行為と分かる農地改良計画の再提出を求め、事務局において内容確認ができるまで、受理を一時保留するというものでいかがでしょうか。よろしく御審

議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 2 3 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

ただいまの案件につきまして、事務局で指導ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、番号の 2 について、議席番号 3 番、13 番委員より調査報告をお願いします。

○3 番（青木勝照君） 調査番号 2 番について、調査結果を報告いたします。

4 月 22 日、指名調査委員及び推進委員と届出人立会いの上、現地調査を行いました。届出人、届出地については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、国道 355 号線バイパスと県道上吉影岩間線との交差点から、堅倉方面に 100 メートルぐらい行った左側の奥に入った土地です。届出事由は低地解消です。

埋立て用の土は笠間市内の建設発生土です。土質は、従前の作土と同等程度です。盛土の計画高は 70 センチメートルです。申請者の農地内の盛土なので、付近の農地への影響はありません。埋立て後の作付計画は、ショウガの栽培です。埋立て農地面積は 1,030 平方メートルで、埋立て方法は直接埋立てです。

なお、当該地は昨年 9 月に農地改良申請が許可され、現在も継続して施工中の案件となっております。

以上の調査結果から、農地改良することは問題ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第 3 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第 14、報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の 4、5 について、議席番号 5 番、8 番委員より調査報告をお願いします。

○5 番（伊藤孝洋君） 調査番号 4 番、5 番について、報告をいたします。この地区は、隣接の土地でありますので、一括して報告をしたいと思います。

去る 4 月 23 日に、指名調査委員 2 名と調査してまいりました。申請地、申請人及び申請

内容については、議案書のとおりであります。

申請地は、50号線国道の笠間つつじ公園入り口より、水戸の方面に向かいまして、押しボタン信号より南方面に入った、通称坂尾という地区の入り口の場所です。これは、令和4年4月28日に改良届が出されているところの完了届であります。両方とも、田畑転換ということであります。

場所はきれいに整地がされ、境界等もきちんとくいが打たれて、きれいな畑になっておりましたので確認をしてみいました。まだ作付はされておりましたが、非常によい状態でできていましたので報告をいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号6番について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員及び推進委員と届出人立会いの上、現地調査を行いました。届出人、届出地については、議案書のとおりです。

届出地については、届出どおりに改良工事が完了しており、作付計画書のとおりショウガが作付されていることを確認してまいりました。

なお、先ほど出ました残土の件ですけれども、そこも石が多かったんですが、畳1畳ぐらいの自作の金網で作ったふるいで石を取り除いて、そういう努力はされておりました。ショウガが作付をされておりましたので、何とかできるのかなと思います。以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第4回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時37分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

9 番 委 員

10番 委 員